

令和5年 6月1日制定
令和6年 5月1日改定
令和6年10月1日改定

平戸市週休2日工事の試行要領

1. 試行目的

○建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、令和6年4月より建設業において改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制が適用され、建設業における週休2日の普及促進をより一層図る必要がある。そのため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みとして、建設業の「週休2日」を推進することを目的とする。

2. 試行方針

①試行適用時期

令和6年10月1日以降に起工する工事

②試行対象工事

○平戸市が発注する工事（営繕工事は除く）において、下記に該当しない請負工事を対象とする。

- ・災害復旧工事のうち、緊急対応を要する工事（労働基準法第33条許可対象工事）
※「地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応」（除雪工事や応急復旧工事）

※災害復旧工事のうち災害査定後に実施される本復旧工事については、本試行要領の対象工事とする。

○対象期間には、本工事の実施に必要となる準備・撤去作業等も含めるものとする。
（工事看板や現場事務所等の設置・撤去、現地調査、着工前測量など）

○試行対象工事は、特記仕様書に対象工事であることを明記するものとする。

③試行内容

○週休2日とは、対象期間において月単位または通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

○月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上となる水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所で28.5%に満たない月がある場合は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

○通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上となる水準の状態をいう。

○現場閉所日とは、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

また、以下についても現場閉所日とみなす。

- ・降雨、降雪等による予定外の現場休工期
- ・受注者が現場閉所としていた日に、災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した日

○休日には、試行対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は休暇とする。

○下請業者に対しては、協力を依頼する。

④試行方式

○工事の試行においては、月単位または通期の4週8休以上を基本とする。

○年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）は週休2日とは別に休日として確保する。なお、降雨、積雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り週休2日の対象とすることができる。

○労働基準法第35条(休日)を逸脱してはならない。

(休日)

第三十五条

使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。

2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を与える使用者については適用しない。

○当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示するものとする。

○工事契約後、週休2日対象期間としていた期間内において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。

⑤受注者の取り組み内容と発注者の確認

○受注者は、「週休2日」の実施の有無を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督職員に協議するものとする。また、実施する場合は、「月単位の4週8休」または「通期の4週8休」のいずれのパターンで実施するか明記するものとする。

○実施する場合は、以下の条件を満たす週休2日の取得計画を立て、施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更時には変更計画書を提出する。

ア. 対象期間は、工事着手日から工事完成通知日までとする。

イ. 対象期間中、工事現場を週休2日相当の休日とするものとする。

ウ. 夏季休暇（3日）、年末年始休暇（6日）は週休2日とは別に休日として確保する。工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止を行っている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は対象期間には含めない。

○受注者は、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について発注者と協議を行う。

○受注者は、対象期間中、「週休2日工事」であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するものとする。

○発注者は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。

○発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認する。

○受注者は、実施工程表等により、「週休2日」の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。

3. 週休2日工事の実施方法

○入札方式

・入札方式は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）及び指名競争入札とする。

○発注方式

・「受注者希望型」とする。

- ・「受注者希望型」とは、発注者が週休2日の試行対象工事として発注し、受注者が工事契約後、週休2日を実施するか否かを判断し、実施するもの。

4. 週休2日工事实施の推進のための措置

①週休2日工事の積算による措置

○労務費の補正については、下水道工事市場単価・地質調査市場単価は補正の対象としない。

○「週休2日補正係数」については、当初設計において「通期の4週8休」の補正を行い発注し、契約後、受注者が週休2日を選択した場合に、竣工時において現場閉所の達成状況により各パターンの補正に応じた変更契約を行う。

○当初「通期の4週8休」を選択した場合において、「月単位の4週8休」以上を達成したとしても、補正は当初選択したパターンの補正とする。なお、当初「月単位の4週8休」の現場閉所を目標としていた工事の実績が「通期の4週8休」以上となった場合は、「通期の4週8休」による補正を実施するものとする。なお、「通期の4週8休」以上が未達成の場合、並びに受注者が週休2日を選択しなかった場合においては、補正を減じた変更契約を行う。

○港湾・漁港請負工事積算基準を適用する工事については、週休2日の補正係数が「月単位の4週8休」のみとなっていることから、当初設計では週休2日補正は行わずに発注し、当初「月単位の4週8休」の実施を宣誓し実績も「月単位の4週8休」以上となった場合に、経費補正に係る変更契約を行うものとする。

○各週休パターンにおける現場の閉所状況は、下記のとおりとする。

ア. 「月単位の4週8休」：対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所で28.5%に満たない月がある場合は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

イ. 「通期の4週8休」：対象期間内に現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合。

★現場作業期間が1月に満たない工事については、「月単位の4週8休」は適用しないものとする。

○補正係数については、下記のとおりとする。

土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準による工事

【月単位の4週8休以上：補正係数】

- ・ 労務費：1.04
- ・ 機械経費（賃料）：1.02
- ・ 共通仮設費：1.03
- ・ 現場管理費：1.05

【通期の4週8休以上：補正係数】

- ・ 労務費：1.02
- ・ 機械経費（賃料）：1.02
- ・ 共通仮設費：1.02
- ・ 現場管理費：1.03

港湾・漁港請負工事積算基準による工事

【月単位の4週8休以上：補正係数】

- ・ 労務費：1.04
- ・ 機械経費（賃料）：1.02
- ・ 共通仮設費：1.02
- ・ 現場管理費：1.03

土木工事市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数（4週8休）	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04

公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

土木工事市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数（4週8休）	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04

仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03

港湾・漁港工事市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数（4週8休）	
		月単位	
底面工		1.03	
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）		1.00	
支保工		1.04	
足場工		1.02	
鉄筋工		1.04	
吊鉄筋工		1.04	
型枠工		1.03	
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.04	
	ポンプ車打設以外	1.04	
止水板工		1.04	
上蓋工		1.04	
伸縮目地工		1.02	
係船柱取付工		1.04	
防舷材取付工		1.04	
車止・縁金物取付		1.04	
係船柱撤去		1.04	
防舷材撤去		1.04	
車止撤去		1.04	
電気防食取付		1.04	
防砂目地板取付工	陸上施工	1.04	
	水中施工	1.03	
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）		1.03	
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）		1.03	
ペトロラタム被覆		1.04	

現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.04
	水中施工	1.04
かき落とし工		1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.03
汚濁防止枠設置・撤去		1.02
灯浮標設置・撤去		1.03
汚職防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	1.01
	海上目視点検作業船なし	1.04
異形ブロック制作 型枠工		1.04
異形ブロック制作 コンクリート打設工		1.04

②週休2日工事工期の措置

○工事の受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

③工事成績評価における評価

(平戸市建設工事成績評定要領対象工事のみ。竣工時に評価する。)

○週休2日(通期の4週8休以上)の現場閉所が達成された場合には、長崎県が定める「週休2日工事における工事成績評価の運用」の最新版により、評価を行う。

○週休2日に取り組んだ結果、受注者の責において週休2日(通期の4週8休以上)が実施できなかった場合であっても、減点評価は行わない。

④週休2日工事拡大に向けた措置

○受注者は、実施工程表等により、実施状況を取りまとめ、工事完成通知時に監督職員へ報告するものとする。

○受注者の責において通期の4週8休以上が実施できなかった場合であっても、当面は減点評価を行わない。

○各経費の補正は週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヵ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

5. 週休2日工事の発注時の対応

○週休2日工事であることを設計図書（特記仕様書 第2章 施工条件明示 第3条1. 工程関係）に明示する。

【受注者希望型】

週休2日工事における現場閉所の実施

本工事は、週休2日工事（受注者希望型）であり、通期の4週8休以上となる現場閉所を行うための経費を計上している。受注者は週休2日を実施するか選択できるものとし、実施の有無および実施する週休2日のパターンについて、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1) から7) によるものとし、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、通期の4週8休以上が未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

1) 週休2日は工事着手日から工事完成日までの期間において、月単位または通期の4週8休（現場閉所率28.5%）以上となる休日確保することとする。なお、月単位の4週8休を実施する場合において、暦上の土曜日・日曜日の閉所で現場閉所率28.5%に満たない月がある場合は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

2) 現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

週休2日対象外作業	〇〇
週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日

3) 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。

4) 元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所に合わせて、必ず休日とすること。

5) 受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと

判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。

6) (土木工事積算基準書・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準使用の場合)

月単位の4週8休以上を選択し現場閉所が達成された場合は、月単位の4週8休以上となる補正係数により、変更契約を行うものとする。また、通期の4週8休となる現場閉所が達成されなかった場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

【月単位の4週8休以上：補正係数】

- ・労務費：1.04
- ・機械経費（賃料）：1.02
- ・共通仮設費：1.03
- ・現場管理費：1.05

【通期の4週8休以上：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・機械経費（賃料）：1.02
- ・共通仮設費：1.02
- ・現場管理費：1.03

6) (港湾・漁港積算基準使用の場合)

月単位の4週8休以上を選択し現場閉所が達成された場合は、月単位の4週8休以上となる補正係数により、変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合とする。

週休2日における補正係数については、下記のとおりとする。

【月単位の4週8休以上：補正係数】

- ・労務費：1.04
- ・機械経費（賃料）：1.02
- ・共通仮設費：1.02
- ・現場管理費：1.03

7) 対象期間中、工事現場にモデル工事であることを看板等により掲示すること。